

申告をお忘れなく！  
住宅ローン控除



税源移譲に伴う、  
税制改正により、  
住宅ローン控除  
(住宅借入金等  
特別控除)額が  
所得税額を上回  
り、所得税から  
控除しきれなくな  
った場合、  
申告により翌年  
度の住民税所得  
割から控除でき  
ます。

◆申告対象 平成18年末まで  
に入居し、所得税の住宅ロー  
ン控除を受けている方で、所  
得税から控除しきれなかった  
額がある方。

◆申告方法 年末調整が済ん  
でいる給与所得者の方で、確  
定申告をされない方は、税務  
署または区役所課税課で配布  
中の住宅借入金等特別税額控  
除申告書に平成19年分の源泉  
徴収票(写し)を添えて、平成  
20年1月1日現在お住まいの  
市区町村に送付、または持参  
してください。なお平成18年  
に所得税の住宅ローン控除を  
受けている方には、2月中旬  
ごろに申告書をお送りします。  
※個人事業主の方については、  
下記「住宅ローン控除Q&A  
A」のQ3をご覧ください。

◆申告期限 平成20年3月17  
日(月)まで。  
詳細 課税課市民税係  
☎(889) 2400 (内線282~286)

住宅ローン控除 Q&A

Q1. 給与所得者の場合、源泉徴収票のどこを見ればいいのか？

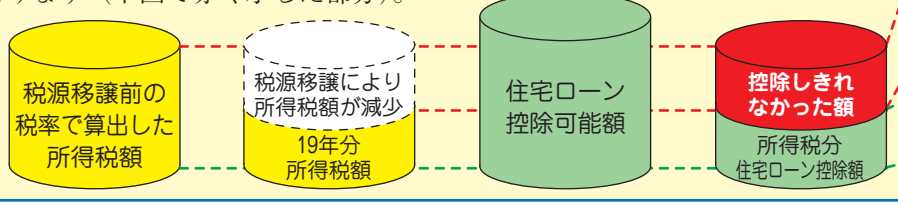
A1. 摘要欄の「住宅借入金等特別控除可能額」(右図A)に、金額の記載があるか確認してください。この額が「住宅借入金等特別控除の額」(右図B)よりも大きい場合に対象となります。

支払を受ける者 住所 氏名	札幌市清田区平岡1条2丁目3番地		氏名	清田 一郎
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与	7,000,000	5,100,000	2,470,000	0
控除対象配偶者 控除の有無 控除の額	控除の有無 控除の額	控除の有無 控除の額	控除の有無 控除の額	控除の有無 控除の額
住宅借入金等特別控除の額	270,000円			165,500
住宅借入金等特別控除可能額	270,000円			
配偶者の合計所得				
個人年金保険料の金額				
旧長期損害保険料の金額				
受給者生年月日				
支給年月日				
支払所 氏名 住所 氏名	札幌市中央区 株式会社			

♪郵便やメール便でも申告できます♪  
申告書に必要事項を記入し、平成19年分の源泉徴収票(写し)と一緒に送付してください。

Q2. 「住民税が減額される額」はどのくらいなのでしょう？

A2. 「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率で算出した所得税額」のいずれか少ない金額から所得税分の住宅ローン控除額を差し引いた金額となります(下図で赤く示した部分)。



平成19年分の所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額。この部分が「平成20年度の住民税から減額される額」。

平成19年分の所得税から控除される住宅ローン控除額。

Q3. 個人事業主の場合は？

A3. 個人事業主の方や給与所得以外の所得がある方、医療費控除など年末調整で処理できない控除がある方は、税務署での確定申告が必要です。確定申告の際に、住宅借入金等特別税額控除申告書も併せて提出することができます。

Q4. 平成19年以降に入居した場合は？

A4. 住民税の住宅ローン控除は適用されません。所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例(「従来の方式」と「控除率を下げて控除期間を延長する方式」の選択制)が設けられましたので、税務署にお問い合わせください。  
詳細：札幌南税務署(豊平区月寒東1条5丁目) ☎853-1011

**【ご注意ください!!】**  
★平成20年~28年の該当する期間、毎年申告する必要があります。今年の申告期限は、平成20年3月17日(月)までです。

広告